

印刷物以外の様々な情報媒体でも ユニバーサルデザインを意識しましょう。

(1) ウェブページ

ウェブアクセシビリティ(※)に十分配慮しましょう。

また、スマートフォン向けサイトは身近な端末で容易に情報を得られるため、利用者が増加しています。メールやウェブサイトを音声で読み上げる機能や文字を大きくできるなどの機能があり、視覚障害のある人や高齢者にパソコンと同様に広く使われています。

スマートフォン向けサイトの充実も図ってください。

※ ウェブアクセシビリティ…ウェブを通して提供される情報やサービスが、高齢者や障害のある人を含めてどんな人にも利用できるようになっていること。

ウェブアクセシビリティという品質を確保するための達成すべき対応基準は、日本の国家規格、JIS規格(日本産業規格)で、定められています。

○規格番号「JIS X 8341-3」

○規格名称「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部:ウェブコンテンツ」

この規格を基に、ウェブアクセシビリティという品質を確保する際の拠り所となるガイドラインとして、「ウェブコンテンツのJIS X 8341-3:2016対応度表記ガイドライン」があります。



視覚障害のある人への配慮

○情報はテキストを使用したHTML形式で掲載しましょう。

多くの視覚障害のある人は、音声読み上げソフトなどを使用して、ウェブサイト内の情報を入手しています。ソフトにより情報が適切に読み上げられるよう、テキストを使用したHTML形式で掲載しましょう。

PDF形式はソフトで読み上げることができない場合があります。例えば、紙をスキャンしたPDFは画像として認識され、全く読み上げられません。必要最低限の情報をHTML形式で掲載するなどの配慮が必要です。また、他のページへのリンクを掲載するときは、リンク先の概要がわかるような表現にしましょう。

○画像に代替テキスト(Alt)で説明を加えましょう。

画像や動画などの非テキスト情報は内容をソフトで読み上げることができないため、代替テキストに画像の説明を入力しましょう。ソフトがこの代替テキストを読み上げることにより、画像や動画の内容をお知らせすることができます。



○表は、行と列に見出しをつけ、シンプルに作りましょう。

表は、表データを記載する場合に用いるものですが、レイアウト目的で利用した場合、意図しない順序で読み上げてしまう可能性があります。

また、表の行と列に適切な見出しが記述されていないと、読み上げられた情報が理解しづらいものとなる可能性があります。特に、セルの結合や、表の中に表を作成するなど複雑な表は、意図しない順序で読み上げられる可能性もあります。

表を用いる場合には、行と列に見出しをつけて、シンプルな構造にし、正しく記述するようにしましょう。

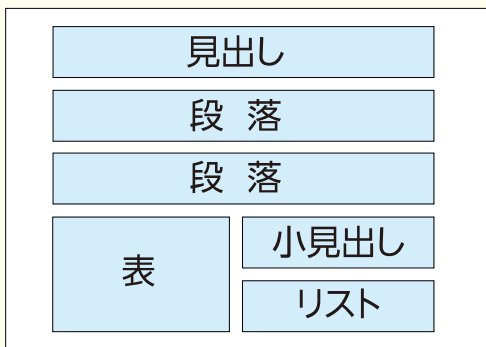
○文書構造(見出し、強調など)をあらわす要素を正しく使用しましょう。

チラシなどの紙面では、太字や枠組みなどの装飾で、見出しや本文、トピックスであることなどを表現します。ホームページでは、この構造をあらわす要素を、それぞれ文書に設定する必要があります。

例えば見出し(h)要素を文書の章節構造に沿って記述する、強調表現は物理要素(l,bなど)で指定せず、論理要素(strong,emなど)を用いるなど、文書の重み付けを正しく行うことで、アクセシビリティが向上します。

(参考) Webページ上の表現方法

ウェブでは文書の各部分が、どのような役割を持っているのかを設定します。



見出し・段落・表・リストなど、文書の中で各部分が果たしている役割が分かるように目印をつけ表現します。

こうした見出し・段落・表・リストなどの文書内の各部分を要素と呼びます。

文書内の各部分に目印をつけて、その部分がどんな要素なのかを明確にすることで、コンピュータがその文書の構造を理解できるようになります。これが結果的にユーザビリティの向上につながります。

○文字サイズ・フォントは固定しないようにしましょう。

視覚障害のある人は、音声読み上げソフト以外にもブラウザ機能を使用して、ホームページ内の情報を入手する場合があります。ブラウザの文字サイズ変更機能や、フォント変更機能を利用した際にきちんと文字サイズやフォントが変更できるよう、ピクセル(px)やポイント(pt)単位での文字サイズの指定を行わず、フォント(font)要素を用いないようにしましょう。

○ 単語の字間に空白、改行を入れないようにしましょう。

レイアウト目的に単語の字間に空白を入れると、意図した読み方にならない可能性があります。また、レイアウト目的の改行も同じです。

(例) 「日 時」(ひ とき)と読めます。



色弱者(色覚に特性のある人)への配慮

- 背景と文字のコントラストを高くしましょう。
- モノクロ印刷をしても情報が伝わるような色使いをしましょう。
- 色名でコミュニケーションされる申請用紙や案内サインには「ピンク」など色名を記載しましょう。

聴覚障害のある人への配慮

- 音声ファイルで情報提供を行う場合は、音声の内容がわかる文章も添えましょう。
- 動画で情報提供を行う場合は、字幕を付けましょう。

外国人への配慮

- 情報内容により必要な場合は外国語に翻訳するようにしましょう。
- 難しい言葉や専門用語を多用せず、簡単な言葉や、やさしい日本語を活用しましょう。

(2) プレゼンテーションのスライド

- パワーポイントで作成するスライドは全体のコントラストを高くしましょう。
- 大きな文字で、遠くからでも見えやすくしましょう。
- 文章が長くなならないよう内容は簡潔にし、ポイントを絞りましょう。
- 写真やイラストを使い、目で見てわかりやすいようにしましょう。



参考

誰もが安心して暮らすことのできる 共生社会の実現を目指して

すべての人にとって、商品を購入したり、公共サービスを受けたりする場合など、日常生活のあらゆる場面で、情報を得ることは日々の暮らしに必要不可欠です。特に、障害の特性により、コミュニケーションが難しい場合の情報保障は重要です。

北九州市は、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、共生社会の実現を目指すことを目的とした「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」を平成29年12月に制定しました。

今後、多様な人々へ配慮した情報提供は、誰もが安心していきいきと暮らすことのできる共生社会を実現するためにも必要不可欠です。

「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」
(通称:障害者差別解消条例)について

[URL:https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/17600357.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/17600357.html)

北九州市広報室広報課

〈令和2年3月発行〉

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
電話:(093)582-2236 FAX:(093)582-2243
E-mail:kouhou-kouhou@city.kitakyushu.lg.jp

協力・監修 NPO法人カラーユニバーサルデザイン機構(CUDO)
協力 北九州市障害福祉団体連絡協議会
参考 わかりやすい印刷物の作り方(横浜市)